

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の計算方法（適合証あり）

番号	項目	単価	手数料の計算方法	
1	一戸建ての住宅	4,800	1戸毎 4,800円	
2	共同住宅等の住戸部分 認定対象住戸の数	1戸	4,800	
		2～5戸以下	9,700	
		6～10戸以下	16,600	
		11～25戸以下	27,700	
		26～50戸以下	46,400	
		51～100戸以下	83,200	
		101～200戸以下	131,800	
		201～300戸以下	166,500	
	300戸を超える	177,600	認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数 ＝1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て) 1棟あたりの手数料を徴収するため、 共同住宅等の住戸部分の認定申請手数料 ＝1戸あたりの手数料×認定戸数	
3	共同住宅等の建築物全体 ①建築物全体の住戸の数	5戸以下	9,700	
		6～10戸以下	16,600	
		11～25戸以下	27,700	
		26～50戸以下	46,400	
		51～100戸以下	83,200	
		101～200戸以下	131,800	
		201～300戸以下	166,500	
		300戸を超える	177,600	
	②共用部分の床面積の合計	300㎡以内	9,600	
		300を超え2000㎡以内	27,700	
		2000を超え5000㎡以内	83,100	
		5000を超え10000㎡以内	131,500	
		10000を超え25000㎡以内	166,200	
		25000㎡を超える	207,700	
			共同住宅等の建築物全体の認定申請手数料 ＝①建築物全体の住戸の数に応じた単価＋ ②共用部分の床面積の合計に応じた単価	
4	非住宅建築物の床面積の合計	300㎡以内	9,700	
		300を超え2000㎡以内	27,700	
		2000を超え5000㎡以内	83,100	
		5000を超え10000㎡以内	131,600	
		10000を超え25000㎡以内	166,200	
		25000㎡を超える	207,700	
			非住宅建築物の認定申請手数料 ＝非住宅建築物の床面積の合計に応じた単価	
5	認定申請対象住戸の数	1戸	4,800	
		2～5戸以下	9,700	
		6～10戸以下	16,600	
		11～25戸以下	27,700	
		26～50戸以下	46,400	
		51～100戸以下	83,200	
		101～200戸以下	131,800	
		201～300戸以下	166,500	
	300戸を超える	177,600	認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数 ＝1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て) 1棟あたりの手数料を徴収するため、 複合建築物の住戸部分の認定申請手数料 ＝1戸あたりの手数料×認定戸数	
6	①建築物全体の住戸の数	1戸	4,800	
		2～5戸以下	9,700	
		6～10戸以下	16,600	
		11～25戸以下	27,700	
		26～50戸以下	46,400	
		51～100戸以下	83,200	
		101～200戸以下	131,800	
		201～300戸以下	166,500	
		300戸を超える	177,600	複合建築物の建築物全体の認定申請手数料 ＝①建築物全体の住戸の数に応じた単価＋ ②共用部分の床面積の合計に応じた単価＋ ③非住宅部分の床面積の合計に応じた単価
	②共用部分の床面積の合計	300㎡以内	9,600	
		300を超え2000㎡以内	27,700	
		2000を超え5000㎡以内	83,100	
		5000を超え10000㎡以内	131,500	
		10000を超え25000㎡以内	166,200	
		25000㎡を超える	207,700	
	③非住宅部分の床面積の合計	300㎡以内	9,700	
		300を超え2000㎡以内	27,700	
		2000を超え5000㎡以内	83,100	
5000を超え10000㎡以内		131,600		
10000を超え25000㎡以内		166,200		
25000㎡を超える		207,700		

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の計算方法（適合証なし）

番号	項目	単価	手数料の計算方法
1	一戸建ての住宅	35,300	1戸毎 35,300円
2	共同住宅等の住戸部分 認定対象住戸の数	1戸	35,300
		2～5戸以下	71,300
		6～10戸以下	100,400
		11～25戸以下	141,300
		26～50戸以下	202,900
		51～100戸以下	291,000
		101～200戸以下	394,200
		201～300戸以下	516,900
		300戸を超える	607,000
			認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数 ＝1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て) 1棟あたりの手数料を徴収するため、 共同住宅等の住戸部分の認定申請手数料 ＝1戸あたりの手数料×認定戸数
3	共同住宅等の建築物全体 ①建築物全体の住戸の数	5戸以下	71,300
		6～10戸以下	100,400
		11～25戸以下	141,300
		26～50戸以下	202,900
		51～100戸以下	291,000
		101～200戸以下	394,200
		201～300戸以下	516,900
		300戸を超える	607,000
		②共用部分の床面積の合計	300㎡以内
	300を超え2000㎡以内		186,300
	2000を超え5000㎡以内		290,100
	5000を超え10000㎡以内		372,600
	10000を超え25000㎡以内		445,300
	25000㎡を超える		518,700
4	非住宅建築物の床面積の合計	300㎡以内	249,300
		300を超え2000㎡以内	397,500
		2000を超え5000㎡以内	565,800
		5000を超え10000㎡以内	693,900
		10000を超え25000㎡以内	817,900
		25000㎡を超える	933,600
			非住宅建築物の認定申請手数料 ＝非住宅建築物の床面積の合計に応じた単価
5	複合建築物の住戸部分 認定申請対象住戸の数	1戸	35,300
		2～5戸以下	71,300
		6～10戸以下	100,400
		11～25戸以下	141,300
		26～50戸以下	202,900
		51～100戸以下	291,000
		101～200戸以下	394,200
		201～300戸以下	516,900
		300戸を超える	607,000
			認定対象住戸の数に応じた単価÷認定戸数 ＝1戸の認定申請手数料(100円未満切捨て) 1棟あたりの手数料を徴収するため、 複合建築物の住戸部分の認定申請手数料 ＝1戸あたりの手数料×認定戸数
6	複合建築物の建築物全体 ①建築物全体の住戸の数	1戸	35,300
		2～5戸以下	71,300
		6～10戸以下	100,400
		11～25戸以下	141,300
		26～50戸以下	202,900
		51～100戸以下	291,000
		101～200戸以下	394,200
		201～300戸以下	516,900
		300戸を超える	607,000
	②共用部分の床面積の合計	300㎡以内	112,800
		300を超え2000㎡以内	186,300
		2000を超え5000㎡以内	290,100
		5000を超え10000㎡以内	372,600
		10000を超え25000㎡以内	445,300
		25000㎡を超える	518,700
③非住宅部分の床面積の合計	300㎡以内	249,300	
	300を超え2000㎡以内	397,500	
	2000を超え5000㎡以内	565,800	
	5000を超え10000㎡以内	693,900	
	10000を超え25000㎡以内	817,900	
	25000㎡を超える	933,600	
			複合建築物の建築物全体の認定申請手数料 ＝①建築物全体の住戸の数に応じた単価＋ ②共用部分の床面積の合計に応じた単価＋ ③非住宅部分の床面積の合計に応じた単価